

(12) 左達 (三九〇四) 注(4) 参照。

1-39-08 満刺加国王より琉球国あて、返礼の咨と、琉球船の乗員に非行があり今後の人選を求める追記(一四七〇、三、□)

満刺加国王、琉球国王殿下に回咨す。

恭しく審らかにするに、賢王、福祿の無疆なるは浩天の庇なり。曷んぞ永昌に勝えん。毎に貴国の聘する所を受くるも、未だ微物もて酬称せざるを愧ず。歳歳貿易に来往するに、未だ曾て毫厘の軽んずる所あらず。四海の内皆兄弟なり。本より遣使し前来して聘を致し交通せんと欲するも、奈んせん、水途を熟らざるは未便なり。卑咨、以て聞ず。望むらくは為に喜納せよ。今、微物有り、貴船に就寄し聘を致し回礼す。具して後に開す。須らく咨に至るべき者なり。

今、回聘の礼物を開す

喏哪哩一匹 細紹達布四匹

苾布五匹 紹達布四十四

右、琉球国に咨す

復た賢王殿下に奉る

毎歳差来の使臣・通事は俱に好し。只だ是れ以下の頭首、甚だ

しきは非を為すに至る。勸諭を聴かず争闘を行わんと欲す。実に是れ州府を攪擾す。後年には乞う、的当の人員を差わし前来し交通せしめんことを。両便を得るに庶からん。卑咨もて復た聞す。

成化六年(一四七〇)三月 日

咨

注(1) 回咨 (四一一四) への返事の咨。

(2) 貴船 (四一一四) を携えた船。

(3) 喏哪哩 未詳。A. Kobata, M. Matsuda, 1969. *Ryukyuan Relation with Korea and South Sea Countries*. Kyoto, p. 197. は『諸蕃志』盧眉国の条にある越諾布(西アジアの各地で作られる上等のモスリンの一種)か、とする。

(4) 細紹達布 (三九〇四) 注(4) 参照。

(5) 苾布 インド産の綿織物の一種の、ベイラメ(トメ・ピレス『東方諸国記』一九七頁および一九八頁の訳注)。「島夷志略」朋加刺(ベンガル)の条にその物産として「苾布」がある。また『瀛涯勝覽』榜葛刺国(ベンガル)の条には「華布。番名卑泊。闊三尺余。長五丈六、七尺。此布勻細如粉箋一般」とある。「万曆会典」によれば苾布は暹羅、爪哇、満刺加、三仏齊などの国々が中国への貢物とした。

(6) 以下の頭首 通事よりも下のもの。(四一一六)では「下人」とある。

(7) 攪擾 かきみだす。